新座市政策評価委員会条例

(設置)

第1条 市の総合計画について、その推進に係る状況を評価検証するため、新座 市政策評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 総合計画の推進に係る評価に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の推進に関し市長が必要と認めること。 (組織)
- 第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 関係団体の代表者
 - (3) 市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合 における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決す るところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月20日提出

新座市長 並 木 傑

提案理由

新座市政策評価委員会を設置したいので、この案を提出するものである。